



◆国民年金保険料の

産前産後期間の免除制度

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者※が出産された際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。この制度は、国民年金保険料を月額1000円程度引上げることにより、国民年金の被保険者全体によって支えられています。

※第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の自営業、農業者、学生、無職の方など、第2号被保険者、第3号被保険者ではない方

●**手続きをするメリット**

産前産後期間の免除制度は、保険料が免除された期間も保険料を納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

国民年金保険料免除・納付猶予・

学生納付特例を利用されている方でも、産前産後期間の免除要件を満たしている場合は、届出をすることにより、保険料を納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

●保険料が免除される期間

出産予定月（又は出産月）の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産を言います（死産、流産、早産及び人口妊娠中絶の場合を含みます）。

●対象者

第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方が対象になります。ただし、任意加入をされている方は対象になりません。

●届出の時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。

また、産前産後の免除の届出には

期限が設けられていないため、出産後も届出ができます。

保険料の納付期限から2年を経過したとき以後に届出を行った場合で、産前産後期間の保険料を前納されている場合は、支払った保険料は全額還付（返金）されます。届出後に日本年金機構から通知書が郵送されますので、内容をご確認ください。

なお、届出をしないと免除にはなりませんので、早めの届出をお勧めします。

●届出先

役場住民課の国民年金担当窓口で必要書類を提出してください。

また、郵送でも届出可能です。

●届出に必要な書類・添付書類

①国民年金被保険者関係届出書（申出書）

日本年金機構ホームページからダウンロードし、利用することが出来ます。

また、役場住民課の国民年金担当窓口や旭川年金事務所にも備え付けています。

②マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の1と2の両方の

揭示が必要になります。

1. 個人番号が確認できる書類
2. 運転免許証又はパスポートなどの身元を確認することができきる書類

③母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合は、母子健康手帳の出生届出済証明を確認させていただきます。

◆年金相談やお手続きの際は、事前予約を

①予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

②予約の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所に連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

☎26-9026（直通）

日本年金機構 旭川年金事務所

☎0166-72-5002

全国共通予約専用受付ダイヤル

☎0570-05-4890

